

石川県消防学校教育訓練5カ年計画
(令和8年度～令和12年度)

石川県消防学校

ま え が き

本校の教育訓練については、5カ年の教育訓練計画を作成し、中期的なビジョンをもって、消防教育訓練の充実強化を図ることとしている。

【第1期計画（平成13年度～平成17年度）】

本校の消防教育訓練の充実強化を図るため、平成12年度に「教育訓練充実のためのビジョン」を策定し、この中で平成13年度～17年度までの5カ年の教育訓練計画を作成し、概ね計画に基づいて実施した。

【第2期計画（平成18年度～平成22年度）】

平成15年11月に国の「消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号。以下、「基準」という。）が全面改正されたことを受けて策定した。

本計画では、初任教育の1日の教育時間数を従前の8時間から7時間に変更したことをはじめとして、総教育時間数や教育内容についても可能な限り国の基準に準拠した。

【第3期計画（平成23年度～平成27年度）】

本計画では、第2期計画の実施結果を踏まえるとともに、能登半島地震の貴重な教訓を活かしつつ、新任消防長研修や救急救命士薬剤投与講習のほか幹部教育等に惨事ストレス対策を設けるなど、実情に即した新たな教育訓練を盛り込んだ。

また、昨今の大規模・複雑多様化する災害に的確に対応できるよう教育訓練内容の充実を図るとともに、県内消防力の一層の強化に資することとした。

【第4期計画（平成28年度～令和2年度）】

本計画では、平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴う国の基準の一部改正（平成26年3月）を受け、消防団員幹部教育の中級幹部科を指揮幹部科に改め、消防団の現場指揮者に対する教育訓練の充実を図った。

また、平成27年3月には、若年層の災害対応力の低下や消防業務の高度化・専門化への対応などを背景として、国の基準の一部改正に伴い、初任教育等各科における教科目や時間配分について見直し、県内消防力の一層の強化に資するこ

ととした。

【第5期計画（令和3年度～令和7年度）】

本計画では、第4期計画の実施結果を踏まえ、幹部教育上級幹部科、特別教育はしご自動車科・安全運転講習を廃止し、実情に即した教育訓練計画とした。特別教育指導救命士養成講習は、全体の履修時間を考慮し、令和6年度に開催することとし、これ以降を4年ごととした。

全体的に、昨今の大規模・複雑多様化する災害に的確に対応できるよう教育訓練内容の充実を図るとともに、県内消防力の一層の強化に資することとした。

【第6期計画（令和8年度～令和12年度）】

本計画では、第5期計画の実施結果を踏まえるとともに、令和6年能登半島地震の貴重な教訓を活かし、石川県消防広域応援部隊、緊急消防援助隊の実体験を盛り込むなど、実情に即した内容とすることとした。

近年、応募倍率の低下により消防職員の確保が課題となる中で、学生のスキル向上を図るため、受講しやすい環境づくりやサポート体制の強化を進めることとした。

また、今後、新消防学校建設に向けた具体的な検討が進められる中で、実際に整備される施設、設備に応じた教育訓練の見直しの検討を進めていくこととした。

目 次

第1章	消防学校における教育訓練の現状と課題	
1	消防職団員に対する教育訓練	1
2	消防学校における教育訓練	1
3	本校が抱える課題	1
第2章	消防学校教育訓練計画（令和8年度～令和12年度）	
1	教育訓練の方針	3
2	教育訓練	3
	（1）消防職員教育	3
	（2）消防団員教育	7
3	教育訓練5カ年計画（令和8年度～令和12年度）	9
第3章		
	おわりに	10

第1章 消防学校における教育訓練の現状と課題

1 消防職団員に対する教育訓練

県内で発生する災害の態様は、地域社会の変化により年々、多様化の傾向にあり、特に、消防機関が担う救急業務や危険物業務は、業務量の増加に加え、専門化・高度化への対応が求められるようになってきている。

このような状況に消防職団員が適切に対応していくためには、職務に関する知識、技能を効率的・効果的に修得させることを主眼として、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「同法」という。）では「消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない（同法第52条第1項）。」と規定し、任命権者に消防学校等における受講機会の提供を義務付けている。

2 消防学校における教育訓練

本校は、「都道府県は、（中略）消防学校を設置しなければならない（同法第51条第1項）。」との規定に基づき全国に設置されている55の消防学校（東京都消防訓練所含む。）のうちの1校である。

また、教育訓練の内容は、同条第4項に「消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされ、その基準として、「消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号。以下「基準」という。）」が示されていることから、本校では、この基準に添った形で教育訓練を実施しているところである。

特に消防は、住民から支持され、生活に密接に関連する業務であることから、消防職団員の資質の向上を図ることは、消防機関としては重要な課題であり、とりわけ消防学校における教育訓練には大きな期待が寄せられている。

3 本校が抱える課題

消防職団員の教育訓練を実施するに当たって重要なことは、施設・設備の整備及び教官の資質向上である。

このうち、施設整備については、本校は、昭和57年に現在地に新築・移転し、43年が経過する中、近年の火災件数の減少に伴う火災現場経験の減少、救急出動件数の増加、災害の頻発化・激甚化、女性職団員の活躍の躍進など消防行政を取り巻く環境は、大きな変化を遂げており、これらの課題に

的確に対応する必要がある。

このため、令和6年8月に「石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想」が取りまとめられ、今後、具体的な新消防学校の建設に向けた検討がされていくものと考えられる。

消防学校においても、導入される施設に合わせて教育訓練の内容の見直しを図っていく必要がある。

また、新消防学校の建設される間は、経年劣化による老朽箇所や地盤沈下に伴う不具合箇所については、引き続き必要な補修を行っていく必要がある。

設備については、平成27年度に救助資機材搭載型消防ポンプ自動車1台、平成29年度に小型動力ポンプ2台、令和5年度にVRゴーグル3台、令和6年度に消火栓の放水可能水量を視認できる消防ポンプ自動車1台、オートショック対応のAED3トレーナー2台の導入やレサシアンシミュレータ2台の更新を行っているところであるが、訓練車両や資機材には、経年劣化や機能面で陳腐化しているものもあることから、これらの計画的な更新を行っていく必要がある。

教官については、各消防本部（局）の協力により平成13年度から原則2カ年派遣のローテーションが実施され、本校在席中の消防大学校での研修受講体制も確立したことにより、教官の資質の向上が図られ、質の高い教育訓練を実施している。

引き続き各消防本部（局）の支援と派遣教官の消防大学校への入校の機会を継続する必要がある。

その他、令和6年能登半島地震の貴重な体験を教育訓練に活かし、今後の大規模災害への対応に備えることや受講しやすい環境づくりやサポート体制の強化にも取り組んでいく必要がある。

第2章 消防学校教育訓練計画（令和8年度～令和12年度）

1 教育訓練の方針

近年の消防行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民から期待される水準の消防活動を行うことができるようにするため、消防職員及び消防団員のより一層の資質向上を図ることを目標に、次のことを基本方針として行う。

- (1) 消防の理念と責務を正しく認識させる。
- (2) 消防活動に必要な規律、節度を習得させる。
- (3) 人格を磨き強靱な体力と気力の錬成を図り、積極果敢な行動力を育成する。
- (4) 社会の変化に即応できる高度な知識、技術を修得させる。
- (5) 消防精神の涵養を図り、誇りと使命感を醸成するとともに、チームワークの重要性を自覚し、コミュニケーションを図れる消防人を育成する。
- (6) 令和6年能登半島地震の貴重な教訓を活かした実情に即した訓練とする。
- (7) 学生のスキル向上を図るため、受講しやすい環境づくりやサポート体制の強化を進めていく。

2 教育訓練

(1) 消防職員教育

ア 初任教育

消防職員として新規採用及び未教育者を対象とし、服務義務を理解し、災害現場では、警防隊員として基本的な活動ができることを目標とする。

総履修時間 803時間

イ 専科教育

(ア) 警防科

警防関係業務の担当者及び担当予定者を対象とし、災害現場における部隊指揮者として、災害対策等に係る専門的知識を修得するとともに、基本的な消防戦術を理解し、災害現場では、災害の事象に応じて、適切かつ効率的に指揮できることを目標とする。

総履修時間 70時間

(イ) 特殊災害科

特殊災害関係業務の担当者及び担当予定者を対象とし、災害現場における指揮者として、特殊物質に関する専門的知識を修得するとともに、的確な消防活動要領を理解し、災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効率的な消防戦術を指揮できることを目標とする。

総履修時間 49時間

(ウ) 予防査察科

予防査察関係業務の担当者及び担当予定者を対象とし、消防用設備等に係る専門的知識を修得するとともに、査察要領や違反処理に係る知識についても修得し、違反对象物に対する是正指導、権限行使が正しく行えることを目標とする。

総履修時間 70時間

(エ) 危険物科

危険物関係業務の担当者及び担当予定者を対象とし、危険物の科学的特性等に係る専門的知識を修得し、危険物施設の許認可等の規制や違反を適切に処理できることを目標とする。

総履修時間 35時間

(オ) 火災調査科

火災調査関係業務の担当者及び担当予定者を対象とし、火災原因調査に係る専門的知識を有するとともに的確な判断能力を修得し、これら技術を十分発揮できることを目標とする。

総履修時間 70時間

(カ) 救助科

救助隊員予定者を対象とし、救助活動に係る最新の専門的知識や専門的で高度な技能、技術を修得し、応用力を十分発揮して救助活動できることを目標とする。

総履修時間 140時間

(キ) 救急科

救急隊員予定者を対象とし、救急医学等に関する基本的な知識や応急処置に必要な専門的知識及び応急処置時における的確な観察・判断能力を修得し、応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮活動できることを目標とする。

総履修時間 259時間（病院実習（7時間）を含む。）

ウ 幹部教育

（ア）初級幹部科

消防司令補及び部隊又は係の長である消防士長を対象とし、初級幹部としての責任及び立場を正しく認識し、災害現場において、現場指揮者の下命を理解し、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えることを目標とする。

総履修時間 70時間

（イ）中級幹部科

消防司令及び組織（人事及び業務）の管理を職務とする消防司令補を対象とし、中級幹部としての責任及び立場を正しく認識し、迅速かつ的確な意思の決定に基づき上司を補佐し、部下を指揮監督することにより組織を管理するとともに、災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えることを目標とする。

総履修時間 49時間

エ 特別教育

（ア）無線通信科

無線業務担当予定者を対象とし、第二級陸上特殊無線技士の資格を取得することを目標とする。

総履修時間 12時間

（イ）救急救命士生涯教育講習

救急救命士を対象とし、シミュレーション実習を通じて、救急救命処置に係る気管挿管、薬剤投与等に関する医学的知識及び技術を再確認することを目標とする。

総履修時間 35時間

(ウ) 兼任救急隊員教育講習

兼任救急隊員を対象とし、救急救命士が行う応急処置に関し、救急隊員としての補助業務に必要な知識及び技術を修得することを目標とする。

総履修時間 21時間

(エ) 通信指令員技術向上講習

通信指令員を対象とし、救急業務における通信指令に必要な知識及び技術を修得することを目標とする。

総履修時間 14時間

(オ) 指導救命士養成講習

5年以上の実務経験、医学的知識等を有する経験豊富な救急救命士を対象とし、救急救命士や救急隊員、通信指令員など救急業務に携わる職員に対する指導方法を修得することを目標とする。

総履修時間 105時間

(カ) 水難救助科

水難救助隊員予定者を対象とし、全日本潜waters連盟の中級ダイバー程度の潜水技術を修得するとともに、潜watersの資格取得に必要な知識を修得することを目標とする。

総履修時間 70時間

(キ) ヘリコプター搭乗職員講習

消防防災航空隊員予定者を対象とし、消防防災ヘリコプターの隊員として活動するための専門的知識や技術を、修得することを目標とする。

総履修時間 95時間

(ク) 消防大学校ゼミ

消防職員を対象とし、消防大学校で修得した最新の知識及び技術を共有することを目標とする。

総履修時間 5時間

(ケ) 災害事例等講習

消防職員を対象とし、最近の大規模災害等に対処する知識等を修得することを目標とする。

総履修時間 4 時間

(2) 消防団員教育

ア 専科教育

警防科

消防団員として、概ね3年以上の経験を有する者を対象とし、火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解するとともに、災害現場において中核的な活動を遂行できることを目標とする。

総履修時間 14 時間

イ 幹部教育

(ア) 初級幹部科

消防団の班長の階級にある者を対象とし、初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を理解するとともに、地域住民に対して防災指導を行えることを目標とする。

総履修時間 14 時間

(イ) 指揮幹部科現場指揮課程

消防団の部長又は部長と同等の実務経験を有する班長を対象とし、災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有するとともに大規模災害時において、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えることを目標とする。

総履修時間 14 時間

(ウ) 指揮幹部科分団指揮課程

消防団の分団長、副分団長の階級にある者を対象とし、分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い

知識を有するとともに、各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していることを目標とする。

総履修時間 10時間

ウ 特別教育

女性消防団員教育

女性消防団員を対象とした教育訓練を適宜実施する。

教育訓練5カ年計画

(令和8年度～令和12年度)

(単位：時間)

区 分		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	定員	開催頻度		
消 防 員 職	初 任 教 育	803	803	803	803	803	46			
	専 科 教 育	警 防 科		70		70		30	隔年	
		特 殊 災 害 科	49		49		49	30	隔年	
		予 防 査 察 科		70		70		30	隔年	
		危 険 物 科	35		35		35	30	隔年	
		火 災 調 査 科		70		70		30	隔年	
		救 助 科	140		140		140	30	隔年	
		救 急 科	259	259	259	259	259	46		
	幹 部 教 育	初 級 幹 部 科		70		70		30	隔年	
		中 級 幹 部 科	49		49		49	30	隔年	
	特 別 教 育	無 線 通 信 科	12	12	12	12	12	46		
		救急救命士生涯教育講習	35	35	35	35	35	24		
		兼任救急隊員教育講習	21	21	21	21	21	30		
		通信指令員技術向上講習	14	14	14	14	14	20		
		指導救命士養成講習			105			20	4年毎	
		水 難 救 助 科		70		70		13	隔年	
		ヘリコプター搭乗職員講習	95	95	95	95	95	3		
		消 防 大 学 ゼ ミ	5	5	5	5	5	60		
		災 害 事 例 等 講 習	4		4		4	120	隔年	
	小 計	1,521	1,594	1,626	1,594	1,521				
消 防 団 員	専科教育	警 防 科	14	14	14	14	14	30		
	幹 部 教 育	初 級 幹 部 科	14		14		14	30	隔年	
		指 揮	現 場 指 揮 課 程	14		14		14	30	隔年
		幹 部 科	分 団 指 揮 課 程		10		10	30	隔年	
	特別教育	女 性 消 防 団 員 教 育	随 時 実 施	随 時 実 施	随 時 実 施	随 時 実 施	随 時 実 施			
小 計	42	42	42	42	42					
合 計	1,563	1,618	1,668	1,618	1,563					

第3章 おわりに

本計画では、本校の令和8年度から5年間の教育訓練計画を定めたが、近年は、社会が急速に変化しており、災害の態様も複雑多様化し、それ故、災害に備えるための技術や知識が日々発展する時代にあって、消防教育も新たなニーズに臨機応変に対応する必要がある。

消防学校としては、消防大学校をはじめとする高度な教育訓練機関等の知識や技術の修得に努めるとともに、消防職団員をはじめとする多くの関係者に教育訓練の機会を提供することにより、本県の消防力の向上に寄与するものである。

石川県消防学校教育訓練5カ年計画
(令和8年度～令和12年度)
令和8年3月発行
石川県消防学校
〒920-0209 金沢市東蚊爪町2丁目5番
電話 (076) 237-1800
FAX (076) 237-1812
E-mail fire-sh@pref.ishikawa.lg.jp